

学校の校庭の除染		施策番号058
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	47	文部科学省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(5)	平成25年5月
目	②	
予算措置の状況		
【平成23年度】 ＜国立学校施設＞ ・国立大学附属学校園土壌改良事業 58百万円【一般会計】 【平成23年度(第1次補正)】 ＜国立学校施設＞ ・国立大学土壌改良事業 114百万円【一般会計】 【平成23年度(第2次補正)】 ＜公私立学校施設＞ ・福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業 4,505百万円【一般会計】		
施策の内容		
○校庭等の空間線量率が毎時1 μSv 以上の学校において、土壌に関する線量低減策を講じる場合、設置者の希望に応じて財政的支援を行う。		
施策の進捗状況及び今後の予定		
＜公私立学校施設＞ ○平成23年度中に財政的支援の対象となる学校(校庭・園庭の空間線量率が1 μSv/h 以上)約390校について、校庭・園庭の土壌処理を完了。 ＜国立学校施設＞ ○平成23年度中に財政的支援の対象となる学校(校庭・園庭の空間線量率が1 μSv/h 以上)1法人について、校庭・園庭等の土壌処理を完了。		

放射性物質に汚染された土壌等の除染の実施		施策番号059
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	47	環境省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(5)	平成25年5月
目	②	
予算措置の状況		
【平成25年度】 ・放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 497,796百万円【復興特会】		
施策の内容		
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質によって環境の汚染が生じ、周辺地域住民の多くが不便な避難生活、不安な日常生活を強いられている。 本事業では、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づいて策定された基本方針等に即して、 ①除染特別地域における生活圏の除染の推進 ②除染特別地域における除去土壌等の減容化 ③除染特別地域における除去土壌等の仮置き ④除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視 ⑤線量が相当高い地域における除染実証事業 ⑥地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置 ⑦正確かつ分かりやすい情報発信 等を行う。		
施策の進捗状況及び今後の予定		
○国が直轄で除染を実施する除染特別地域については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、対象となる11市町村(※)のうち、9市町村(田村市、南相馬市、楢葉町、川内村、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町、大熊町)において特別地域内除染実施計画を策定し、そのうち、田村市、楢葉町、川内村、飯舘村、川俣町、葛尾村については本格的な除染作業を実施している(平成25年5月現在)。 特別地域内除染実施計画が未策定の町においても、計画の策定に向け、調整を進める。 ※楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村、並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域 ○市町村が中心となって除染を実施する除染実施区域についても、順次計画が策定されて除染が進んでおり(平成25年3月29日現在94市町村)、これらの地域においても、引き続き必要な財政的・技術的措置を図る。		